

コロナトウスの本質と成立（上）

井上智勇

序

第一篇 コロナトウスの本質

一、帝政初期のコロヌス

二、帝政後期の二種のコロヌス

三、コロヌスの種類と法的性格（以上本號）

四、地主とコロヌスの關係（以下次號）

第二篇 コロナトウスの成立

序

ローマがイタリア半島の二角に建國した小都市國家ウルブス *Urbus Roma* から、半島を統一し、更に當時の文化世界である地中海世界を征服して世界的になつたのは共和政末期であつた。共和政から帝政への内政上の變革も、ある意味では、ローマの世界擴大に相即した必然的現象であつたと言へるであらう。何故なら、共和政末期の社會動亂、職業的軍人の發生、軍隊を背景にした政治的指導者の擡頭等がローマ帝政成立の先驅的現象であり、而もそれ等は少くとも紀元前二世紀後半以後、ローマの對外擴大と相關聯した所の、一聯の聯關現象であつたからである。それはと

にかく、共和政から帝政へ轉換した時、ローマは既に原の都市國家でなくて一つの巨大な世界であつた。従來の諸國家の對立、文化的對立圏が、一つの政治力ローマによつて統一せられ、一つの世界になつた。勿論文化的差違が早急に解消せしめられるものでなく、否、却つて、これは後の東西世界分裂の文化的基盤として殘存しつつも、帝國の統一力は文化の差違を越えてすべての地域を首都ローマに集結した。それはアレクサンダーの帝國のやうに、特定の個人によつて成立したのでなくて、ローマ市民の數世紀間の歴史の結晶であつた。特定の個人の生死によつて發生・消滅する帝國でなくローマ市民と共に生きるべき帝國であつた。ローマ市民——それは勿論職業の如何を問はず兵役の義務をもつてゐた。けれどもローマ經濟の中心が農業であり、又農民が最もすぐれた兵士であつた點から言へば、帝國建設はローマ市民、特にその農民の力によるとも言へるであらう。殊に商工業が存在したとは言へ、帝國全體の財政上の地盤が最も多く農業に依存してゐたことを思ふならば、ローマ帝國の理解には農業經濟を無視しては考へられないのである。

所で農民は共和政時代には奴隸に對する自由民として身體的な自由をもつてゐるだけでなく、官吏の選舉・被選舉、立法等政治に參畫する自由が與へられてゐた。帝政期になつて、ローマ國家の名稱こそ *Senatus Populusque Romanus*——所謂 *S. P. Q. R.* の共和時代からの名稱を保存したとは言ふものの、國家の政治が皇帝個人の意志に於てなされる傾向になつて以來は、元老院や民會は唯名目上の存在で、昔日のやうな政治、立法の中心力を喪失した。且つローマ市民が帝國全體に分散して生活するために、都市國家時代と同様に市民全體が政治に參與するといふ事も事實上

不可能であつた。かくて農民は他の多くの市民と共に、昔の政治的力を喪失したのである。けれども彼等は依然としてローマ市民としてその身體上の自由を法を以て保證されてをり、兵役の義務を擔つて帝國防衛の任をもつてゐる。而るに四世紀の法律の上に、突如として、この農民が土地に繋られ、進退の自由を喪つた、殆んど奴隸の如き存在としてあらはれる。經濟上はともかく、少くも法的な人格を認められた自由な農民が、土地に束縛された不自由民としてあらはれて來る。コロナトウス *colonatus* (土地着農夫制) と呼ばれるものはかかる農民の社會状態を表現するものである。果してそれが帝國全體に劃一的な制度であつたか否かは問題の存する所であるが、四世紀以後の法文の上には明瞭に示される以上、農民のその生活状態が制度として規定されてゐただけは疑はれない。

十九世紀の古代文化没落説に對して、ドプシュの「ヨーロッパ文化發展の社會・經濟的基礎」がそのアンティテーゼとして、古代・中世の文化的連續を強調して以來、古代・中世に連續關係のあることに就いては最早疑問を抱く者はないであらう。勿論古代・中世を單なる連續としてのみ、理解することは歴史の時代性を抹殺することであり、歴史理解が時代に即した理解、時を越えた直接の理解でなくて、時間を媒介にした理解である以上、時代性の抹殺は歴史學の自殺行爲であるであらう。帝政末期・中世初期を或は古代末期といひ中世初期と呼ぶにしろ、それは古代・中世の轉換期、即ち二つの時代の同時存在的・對立的 *nebeneinander und gegeneinander* 時期であるであらう。^① 末期が既に初期であり、初期が既に前時代の末期であるのは、對立と同時に、並存があるからに他ならない。ドプシュの連續觀はかくて轉換期研究の一視點たることを失はないであらう。

既に十九世紀の末葉に、フヌステル・ドゥ・クラインジュは「ローマ土着農夫制 *Le colonat romain*」^②に於いて、教會領・ゲルマン諸族邦の農奴制とローマ土着農夫制との間に、密接な制度の連續關係あることを極めて詳細に立證した。中世社會がやがて封建制度として立體的構造を完成するとはいへ、その經濟的地盤として農奴による莊園制社會をもつことはいふ迄もない。然らばローマ土着農夫制の研究は、ローマ社會の變遷研究であると共に、中世社會理解の前提をもなすであらう。

第一篇 コロナトゥスの本質

一 帝政初期のコロヌス

ローマ土着農夫制下の農民を表現する語は一般に *colonus* と言はれてゐる。然るに *colonus* といふ語は元來土着農夫を示すものではなかつた。紀元前二世紀のカート *Caro* の農事誌には「われくの祖先は、良き農民を賞めたたへていふ、われ等の賞めたたへる良民はよき農民である」と。 *Et virum bonum quom laudabant (maiores nostri) ita laudabant, bonum agricolam bonumque colonum*」(de agri cultura, I. 2) と見えてゐる。即ちコロヌスはローマ共和政の古くより自由農民であつたことが知られる。而もローマ共和政時代には市民はその所有する財力に應じて出征時の武裝が規定されてをり(セルヴィウス・トリクス法)、無産者が兵役に徴發されたのがカートより半世紀

後のマリウスの時であり、よき市民がローマ共和政の上から言へば常に兵役を完全に遂行し得る状態にゐるべき者であること等よりすれば、このカートの記述にあらはれたコロヌスが、私有する地を自ら耕作する自作農民であつたことは疑ふことは出来ぬ。事實紀元前一世の記録には明瞭にコロヌスが自由なる自作農民であることが記されてゐる。^③

一例を擧げるならばオウィドゥス Ovidius の曆表 Fasti の一節には、「コロヌスがその所有地の耕作を終へた云云 ille (colonus) suam peragebat humum. . . . (Ovid. Fasti. II. 692) と明記されてゐる。だからわれわれはコロヌスの本來の意味は、自由市民で而も私有地を自作する農民であつたと言ひ得るであらう。

然るに會つて筆者が拙稿「ラティフンディアの成立と經營」^④に於て指證した様に、共和末期から帝政にかけて、小土地所有者は皆無になつたのではなかつたけれども、土地兼併の傾向が進展し、一方に廣大なラティフンディアの所有者の増加と、他方には祖先以來の所有地を喪失して都市に生活資料を求める者の増加が進行したのである。そして共和政時代には戦勝による捕虜の奴隸化と輸入奴隸の増加によつて、豊富な奴隸労働力は都市の生産機構のみならず、農村労働を殆んど獨占したのである。都市特に首都ローマに蟠集した無産市民に對して國家が生活資材を給與するといふローマ特異な現象も、奴隸労働力が自由市民のそれに入れ替つたからに他ならない。併し總ての土地喪失者が都市に流浪したとは言へない。彼等のうちには大土地所有者の若干の土地を賃借して小作人となつたものも少くはない。この際他人の土地を利益する自由農民は、嚴密な意味では最早非土地所有者であり乍ら、依然、コロヌスといふ名稱を失つてゐないのである。尤も、借地人としてのコロヌスは所謂小作人 Kleinpächter には限られない。例へばコル

メルラの農事誌の中にわれわれは「自分で耕す代りに奴隷に耕作せしめる都市在住のコロヌス urbanus colonus, qui per familiam mavult agrum, quam per se colere」(1.7)の一句を見るのであり、或は、某宗教關係の組合から野菜園を借地してゐるコロヌス colonus hortorum olitorum は年に二五〇〇セステルセスの地代を支拂つてゐると言はれる。恐らくこれも多數の奴隷を便益し、自分はその經營・監督のみに従ふか、乃至は更に奴隷又は自由民に小作せしめるコロヌスであつて、彼自身はむしろ Grosspächter と見るべきものであらう。隨つて借地人としてのコロヌスの用益する土地は廣狭様々であり、その經營法にも自ら小作するもの、又は奴隷を使用するもの等あつたと推定して誤りはないであらう。

イタリアに於いてかかる借地人としてのコロヌスが何時から起つて來たかは明かでない。ラティフンディアを小地に分割し、小作人に委譲する風習は、奴隷戦争(紀元前二世紀後半)及びそれに伴ふ多數の奴隷の殺戮後急激に増加したらしい、といふオット・ゼークの推測は恐らく誤る所尠いであらう。紀元前四九年のポムペイウスとカエサルの内紛時には、既に一大土地所有者の小作人は小艦隊の乗組員の大多數を占めたといはれる。隨つて小作人としてのコロヌスは共和末期より次第に増加したことが知られるのである。同じ共和末期の人たるウォルロの農業誌に再び奴隷勞働に關する記事が多く、小作人についての記事が少いのは一見不思議に思へるのであるけれども、これはカエサルのガリア戦争、アウグストゥスのイリュリア、ラエティア、ヒスパニア及びゲルマニア討伐によつて多數の奴隷が再び市場に溢れ、コロヌスの地位を奪つた事情を思ひ會はずならば決して不思議ではないのである。併し共和末期にあらは

れた奴隷の増加とコロヌスの減退は永續的現象とはならなかつた。何故ならば、アウグストゥスの世界平和の確立、爾後の諸帝の消極的對外政策によつて、奴隷の減少が顯著となると共に、小作關係が再び増加・擴大し始めたからである。それは帝政初期以來小作關係の存在を示す記録の増加によつて察知される傾向である。

從來ローマは戰爭によつてその主要勞働力たる奴隷を獲得して來た。が、その世界征服と平和の樹立によつて、却つて帝國を維持すべき勞働力の補充地盤を、全くとは言へないまでも、著しく喪失することとなつたのである。主人の好意によつて男女の奴隷が結ばれ、奴隷自身が奴隷を再生産する場合を除けば、自然消失を免れない奴隷に代つて、新しい勞働力が必要となる。自由小作人はこの新たな農村勞働力である。ローマの奴隷はローマの世界化の過程の中に増加し、小作人は世界化の結果増加する。ホラティウス、セネカ、マルティアリス等の著作の中に漸次小作人としてのコロヌスの登場が増加するのも、右の如きローマ帝國の樹立に伴ふ經濟社會の變貌を反映するといへるであらう。

それではかかる小作人は如何なる性格をもつてゐたであらうか。

二世紀の法學者パウルス Paulus の記述によれば「若し地主が五年の期限で土地の賃貸借の契約をした時、彼は、そのコロヌス或はインキリヌスが土地の耕作や家賃の支拂ひを等閑に付するならば、直ちに彼と交渉することを得 *Si dominus vel fundus in quinquennium pensionibus locatus est, potest dominus, si deseruerit habitacionem vel fundi culturam colonus vel inguilinus, cum eis statim agere*」^⑩

又同時代のガイウス Gaius は「土地或は住居を何人かに賃貸契約を行つた者で、何かの理由から、その土地或は建物を賣却するならば、彼はその買主に、同じ契約を以て、かのコロヌス及びインキリヌスに用益及び居住を許客するやうに、斡旋しなければならぬ。Qui fundum fruendum vel habitationem alicui locavit, si aliqua ex causa fundum vel aedes vendat, curare debet, ut apud emptorem quoque eadem pactione et colono frui et inquilino habitare liceat」^⑩と記述してゐる。

同様の記録はダイゲスタの中に尙少くはないが、その一々を擧示する必要はないであらう。われわれはこの二つの記述によつて既に次のことを充分明にし得るからである。即ちコロヌスが大土地所有者の小作人であつて、同じ「物の賃借者」であつても借家人(インキリヌス)と區別され對稱されるものであること、而も今の場合われわれにとつて一層重要であることは、小作關係が通常五年期限であること、一定の地代が豫定されること、そして一切が契約による賃貸關係であることである。凡そローマ法に於いては契約は一方的意志によつて成立するものではなく、賃貸契約 locatio は賃貸契約 conditio と相俟つて成立する。契約は一方の強制的意志によるのでなく合意によらねばならぬ。コロヌスは隨つて、五年の期限後は地主の同意を得るならば、同じ小作關係を繼續し得るであらう、が小作人の意志によつてはその賃貸契約をその期限で終らしめることも出来る(… si ex voluntate, procul dubio cessat conditio)^⑪のである。尤も契約の更新は、両者が現状に満足な場合は口約束もしなければ證文の受渡しを行ふこともないけれども、この際にも兩者の暗黙の合意がなければならぬのである。(huiusmodi contractus, neque verba

neque scripturam utique desiderant, sed *nudo consensu conualescunt*.)⁽¹⁾

かゝる合法的土地賃貸借に於ける地代は一體何によつて支拂はれたのであるか。

コルメルラは小作人の生活様態を詳細にのべてゐるのであるが、その際は彼は明に、小作人は年貢を金錢 *pecunia* で支拂ひ、支拂日 *dies pecuniarum* が定められてゐた^(de re rustica)。その他 *Digesta* の中に集録されてゐる法學者の記録の中にも、地代が一般に金納であつたことを證示する例は少くない。その一二の例を舉示して満足しよう。

一、パウルスの記述によれば「金で支拂ひが出来ぬ場合は、借地料としてむしろ物を用意する *interveniente enim pecunia res ad locationem et conductionem potius respicit*」(*Dig. XVII. l. 1.*)とあり。

二、「イアウオレヌス *Ianolenus* は「土地を賣る際、その代金の支拂が完了する迄は、購賣者はその地を借地として一定の借地料を支拂ふ」*Cum venderem fundum, conventi, ut, donec pecunia omnis persolveretur, certa mercede emptor fundum conductum haberet* : . . . (*Dig. XIX. l. 2, 21*)と記述してゐる。

三、最も明瞭にガイウスは「現金で借地する者のことを我々は *コロヌス* といふ *apparet autem de eo nos colono dicere, qui ad pecuniam numeratam conduxit*」(*Dig. XIX. l. 25 §6*)と述べてゐる。

以上述べ來つた所を綜合してわれわれは帝政初期の *コロヌス* に就いて次の如く性格づけ得るであらう。

一、*コロヌス* は共和時代のそのやうに自己の私有地を所有しなかつたが、人格上の自由は法律上確認されてゐる。

二、小作關係は常に一定の期限をもつ、*ad certum tempus* ⑩ 契約であつて、通常 *Instrium* といふ術語で呼ばれる五年期限であつた。⑪ 随つて事實上はともかく、法律上は永代小作關係は認められなかつた。

三、借地料は常に金納であつた。

即ち帝政初期の小作關係は決して主人と奴隸との關係でなく、自由人と自由人との合法的契約的關係であつたのである。

勿論筆者はこれを以て、小作人が必ず自由小作人であつて、ローマ帝政期に奴隸小作人がなかつたと言はんとする者ではない。否奴隸小作人が存したことも史料の上から充分に認知されるのである。例へばウルピアヌスの記述の中にも「宛も、コロヌスの如く、農園に使用されてゐる奴隸は、地主の遺産として遺される道具の中に含まれる。Servus, qui quasi colonus in agro erat, instrumento legato continetur」⑫ とあり、明に奴隸小作人の存在が示されてゐるのである。

又ウルピアヌスが「コロヌスの使用する奴隸 *servus coloni, servi coloni*」⑬ に就いて記述するところがあるやうに、小作人も時に一人又は若干数の奴隸を使用することがあるのである。帝政初期には共和時代に比して奴隸數の減少が著しい、けれども奴隸が消滅したのではない。彼は時に大土地所有者に直屬し、時には小作人の下に尙重要な勞働力をなし、或は時には大土地所有者の小作人とさへなつてゐる。併し奴隸はその生活様式が如何に變化してをらうとも、道具として、物としての、その身分性は不變である。だからしてコロヌスと事實殆んど同様の生活様式をも

つ奴隸小作人も會つてコロヌスと混同されることはなかつたのである。言ひかへれば帝政初期のコロヌスは、經濟的には大土地所有者に從屬してゐるとは言へ、その人格的自由は法規上極めて明白に承認されてゐるのであつて「物」や「道具」たる奴隸とは截然と區別されてゐるのである。

然らば四世紀の注文の上にはあらはれるコロヌスはどうであるか。われわれはここには、人格的自由を認められ、奴隸と區別されてゐる意味では自由人でありながら、耕作地に繫縛され身體的自由を失つた意味では不自由なコロヌスを見るであらう。これこそローマ史上土着農夫制 *Colonus* の名で呼ばれる、特殊な社會構造下の小作人である。かかる社會構造の成立を論ずる前に、先づかかる構造下の小作人の性格、その構造の本質に就いて明白な概念をもつておく必要があるであらう。

註

- 1) 拙稿「古代末期論」(紀元二千六百年記念史學論文集)及び「古代末期再考」(京都帝國大學西洋史說苑所載)を参照。
- 2) Fustel de Coulanges, *Le colonat romain* (id. *Recherches sur quelques problèmes d'histoire*) P. 145ff.
- 3) Cicero, de or. II, 287.
- 4) 拙稿「ラティフンティナの成立と經營」(史林廿四ノ一二)
- 5) Pauly-Wissowa, *Realencyclopädie* IV. 1. S. 486.
- 6) *ibid.*
- 7) Caesar, b. c. I, 34, 2, 56, 3.
- 8) O. Seeck, *Geschichte des Untergang der antiken Welt*. P. S. 565.

- 9) vid. Horat. Epist. I, 14, 2; Seneca, Epist. 123, 2; Mart. I, 17, 3; III. 58, 33; VII. 31, 9.
- 10) Digesta XIX, 2, 24, §2
- 11) Digesta XIX, 2, 25, §1.
- 12) Dig. XIX, 1, 13, § 30 XIX, 2, 3. XIX, 2, 25 §6.
- 13) Dig. XII, 1, 4, §1.
- 14) Dig. XIX, 2, 14.
- 15) Dig. XIX, 1, 13, §30.
- 16) Dig. XII, 1, 4, §1.
- 17) Dig. XXXIII. 7, 12, §3.
- 18) Dig. IX, 2, 27, §9,
- 19) *ibid.* §11.

二 帝政後期の二種のコロヌス

ローマ帝政後期の農民研究が土地に縛られ農奴的な小作人となつた所謂土着農夫の研究に集中されてゐることは言ふ迄もない。併しわれわれは帝政後期の史料にあらはれるコロヌスを總て、土地着小作人とすることは誤りであつて、帝政後期の社會にも尙自由小作人としてのコロヌスが存在してゐたことを豫め注意しておく必要がある。何故ならば、帝政後期に於いてもしコロヌスが一般に「土着農民」を意味し、コロナトゥスが帝政後期の普遍的社會構造であり、小作人と土着農民が常に同意語であるならば、「土着農民制社會は或る特定の皇帝の時に、特殊な法令を以て、全帝國に一

齊に小作人を土着農夫たらしめることによつて成立した」といふ、所謂コロナトゥスの皇帝創立説を導く惧れがあるからである。勿論この問題はコロナトゥスの成立に關する後の行論に屬するのであるけれども、さしあたり、ここでは次の如きアナスタシウスの勅令を擧示して充分であらう。即ち彼の一勅令は「連續三十年間同一の耕地を一つの條件で耕作してゐる自由小作人は、爾後その耕地から去ることを得ず Anastasiana lex homines qui per triginta annos colonaria detenti sunt conditione, voluit liberos quidem permanere, non autem habere facultatem *dereicta terra in alia loca migrare*」^①と規定してゐる。

この法令は明に當時尙、同じくコロヌスと呼ばれてゐる者のうちに、少くも三十年間は自由小作人として留る者と、土地に縛られ他への移動が絶対に禁止された者との二種類の存在があつたことを示證する。隨つて帝政後期のコロヌスを總て「土着農夫」といふ一般的概念で呼ぶことは警戒しなければならぬのである。言葉を換へれば帝政後期に於いても「小作人」は必ずしも「土地着農夫」ではない。一方に不自由な小作人と共に、他方には尙進退の自由をもつ小作人がゐるのである。このことは極めて重要な意味を含んでゐる。何故ならばわれわれはこれによつて、一つの法令が帝國の「總ての小作人」を「土地着き小作人」に一變したものでないこと、即ち特定の皇帝の一つの勅令が自由小作人の社會と土着農夫社會の境界線をなすとす、土着農夫の皇帝創造説の誤謬を既に指證し得るからである。更にわれわれは右の事實を通してコロナトゥスは必ずしも強制的な社會構造でなかつたことをも結論し得るであらう。何故ならばここに規定された三十年の期間が何を標準として定められたかは明かでないが、恐らく一世代の自然的時間より考へ

出されたものであらう。とにかく三十年の間はコロヌスは欲すればその地を去り、地主も亦欲すれば他のコロヌスと入れ替へる権利を保留してゐる。それにもかかはらず、同一條件の下に賃貸借關係が三十年を過ぎても尙連続し得る場合の多かつたといふことは、地主及びコロヌス兩者共に、その關係持續に満足であることを示すであらう。殊にコロヌスにとつて、三十年の同一労働はよく彼をしてその土地にも慣れしめたであらうし、家族も増したであらう。漸く年老いて生活も小さいながら安定して來た時、住みなれた土地から離れることは大した資産のない彼にとつて非常な苦痛でなければならぬ。彼はむしろ現在の小作關係の永續を希望するであらう。だから三十年の最後の日迄に他へ移轉し得る彼も、進んで「土着農夫」の身分に突入するであらう。それは身體的自由を喪失する代りに、生活の安定を永續化する最も容易な道であつたであらうからである。かく考へるならば、前記アナスタシウス法が更に「本法は地主及び小作人に共に有利である Hoc tam domino quam agricolis expedit」と付加してゐるのも、あながち立法者の手前味噌でないかと考へられるのである。だからこそユステイニアヌスも、この前任者の法を説明して、この法は「コロヌスから以前より悪い如何なる條件も強要するを得ず」^②「彼及びその子孫に如何なる新しい條件をも附加し得ず」^③「地主は以後も地代の増徴を要求する権利なし」といふ意味を含有するものである、と言つてゐるのである。

自由小作人も三十年の自由人から進んでコロヌスになり行くのである。随つて、帝政後期の小作人が總て一律に土地着小作人であつたとは言へないと同時に、自由小作人の多くが既に土地着小作人であり、又それになり行く傾向にあつたことだけは否定し得ない。それ故、帝政後期の農民研究が主として土地着の小作人を研究對象とするのは帝政

後期の農民の傾向に照して決して理由なしとしないのである。筆者の本論文に於ける主題も亦かゝる土着農民としてのコロヌスについてであつて、以後特別の斷りをしない限り、コロヌスといふ時は筆者はこの意味のコロヌスを論じてゐるのである。

現存ローマ法典中にはコロヌス關係の勅令は四十三個殘存してゐる。併しこの勅令によつてコロヌスに關する總ての規定が知悉されるとは言へないのである。例へばコロナトゥスを最初に規定した法文は何時如何にして出されたかを知ることは出来ない。コロヌスの身分的性格を詳細に規定し、その地主及び國家に對する關係をすべて擧示する法規もないのである。このやうに史料が不充分であることこそ、コロヌス研究の困難さの根源であり、特にコロヌス發生過程に關する論議の紛糾する最大の原因であるのである。われわれは先づ現存史料によつて知られる限りの、コロヌスの性格を明にしておきたいと思ふ。それはやがて、コロヌス發生成立を考究する場合に有力な手がかりを提供するであらうから。

現存のコロヌス關係の勅令中最も古きものは三三二年にコンスタンティヌス帝が屬州人民に發した勅令である。即ちテオドシウス法典第五卷第九章第一節に、次の如き勅令を掲載してゐる。

Imp. Constantinus ad provinciales. Apud quemcumque colonus juris alieni fuerit inventus, is non solum eundem origini suae resituat, verum super eodem capitationem temporis agnoscat. Ipsos etiam

colonus qui fugam meditantur, in servilem conditionem ferro ligari conveniet.

コンスタンティウス皇帝屬州人民に詔す、他人所屬のコロヌスを連れ行きし者は、そのコロヌスをその出生地に返還するのみならず、該コロヌスの納付すべき租税及び人頭税中、そのコロヌス保留時間に對應する分は之を支拂ふべし、脱走を企てるコロヌスに對しては、地主は、奴隸に對すると同様に、足桎を嵌めることを得。

このコンスタンティウスの勅令に就いて先づ注意されねばならないことは、この勅令がコロヌスの一般的性格を示さうとする意圖をもつてはゐないことである。この勅令の目標が帝國財政の農民的基礎を確保しようとする點にあることは極めて明瞭である。後にも觸れるやうに、帝政ローマに於いては三世紀に、地租調査表を作成し、大土地所有者に屬するすべての勞働力(人・畜を含む)を記入し、その勞働力に對して課税したのである。コロヌスも無論被記入者 *Ascripticius* であつて、彼は帝國に對して租税及び人頭税を納付する義務がある。併し實際上、この税を國庫に納付する(嚴密に云へばコロヌスの税を國庫に傳送する)者は地主である。これだけの豫備知識でコンスタンティウスの勅令を讀むならば、この勅令が何故出されたかは明瞭である。即ち、今問題は、コロヌスが地主の地を去つて別の地主又はその他の者に使用された場合、當該コロヌスが納付すべき税の支拂者は、そのコロヌスの原所有者であるか新所有者かといふことである。この問題に對しコンスタンティウスは後者であると決定したのである。即ちこの勅令は財政上の一特殊問題に對する帝國の意志決定であつて、決してコロヌスといふ特殊な階級を創定しようとはしてゐないのである。その財政或は行政の一つの地盤を確保するために、コロヌスの逃亡禁止令を出したと見るべきである。

この勅令發布の理由は略右の如く理解すべきであつて、この勅令によつてコロヌスが發生したとは言へないのである。この點は後のコロヌス發生論に於いて再び論ずる積りであるが、さしあつてわれわれはこの勅令に於いて先づ次の事實を確め得るであらう。

即ち、帝政初期のコロヌスは明確に奴隸から區別され、その人格的自由が法的に承認され、契約は常に相互の自由意志に於いてなされたのであつた。言葉を換へれば、コロヌスはそれ自身、權利の主體 *sui juris* であつた。而るにコンスタンティヌス法は、他人の權利に屬するコロヌス *colonus juris alieni* に就いて論じてゐる。そして「脱逃せんとするコロヌスは、奴隸と同様に足極を嵌められる。」恐らくこれは、耕作者の抑留が保證されねば納稅負擔を完全にし得ないといふ地主の訴願に對する帝國の應答であつて、コロヌスの抑留はこゝに法的な承認を獲得したのである。このやうに身體的自由を束縛されたコロヌスが帝政初期の自由なコロヌスに對して顯著な對比をなすは明かであつて、われわれはここに新しい身分のコロヌスを見るのである。

所でコンスタンティヌスの勅令では、一體コロヌスの脱逃禁止は、帝政初期の如く五年の契約期間中のことであるか、それとも一般にコロヌスの移動の禁止であるかが明瞭でない。コロヌスの土地繋縛は五年の短期に限られてゐたのであらうか。四世紀の法令上にはあらはれて來るコロヌスの不自由性は期限つきであつただらうか。この點に就いての考察に材料を提供するものは、三七一年に出されたウァレンティニアヌス帝の勅令と、やゝ後に發布されたテオドシウス法である。

前者によれば、

「朕は、出生の關係上土地に縛られてゐるコロヌスはその地を去る自由なしと考へてゐる。彼等はたとひその地を去らうとも、或は他の者に身を寄せやうとも、連れ戻され、處罰されるであらう。

Colonus abeundi rure in quo eos originis agnationisque merito certum est immorari, licentiam habere non posse censemus. . . . Si abscesserint ad aliumve transierint, revocati vinculis paenisque subdantur. . . .」^④ ちよみ、

後者は

「帝國の全屬州に於いては、コロヌスが一種の永久法によつて繫縛されてゐる。このことは吾々の祖先がつくつた規定である。この規則によつて、コロヌスはその用益中の耕地を去ることも、一度耕した地を放棄することも許されない。コロヌスは完全な自由市民の如くにはその欲する地へ行くことを得ない。假令彼がその耕地を去つても、地主は彼を連れ戻す充分な権利をもつ。

Cum per alias provincias . . . lex a majoribus constituta colonos quodam aeternitatis iure detineat, ita ut illis non liceat ex his locis quorum fructu relevantur abscedere nec ea deserere quae semel colenda suscepunt.」^⑤

この二つの史料を忠實に讀むならば、次の如く推定し得るであらう。即ち、一、「出生の關係上土地に縛られたコロ

ヌス」といふ表現は、既に彼の兩親が土地に縛られてゐた、その爲に、その子も亦土地に縛られてゐる、といふことを示すのであり、二、「朕は決定す」でなく「朕は考ふ」はこの時初めて土地縛着の相續形態が創設されたのでなくて、この法令發布以前に、既に事實上社會の慣習となつてゐたことを示すのであり、三、「一種の永久法によつて土地に縛られてゐる」といふ表現は、コロヌスの土地繋縛が、事實上は宛も永久的であることを示すのである。これを破るコロヌスも、他人所有のコロヌスを誘致使用する者も共に所罰の對象となるのである。三八六年の一法令に於いてはその罰金の高を規定した、即ち「もし他人所屬のコロヌスを誘致するか陰匿する者は、そのコロヌスが私人に屬する場合には金半リブラ、帝庫所屬の場合は金一リブラの罰金に處せらる」と。

以上の如き法規によつて、四世紀には、土地に縛られ、土地を去ることを禁ぜられ、それを破る者は法の定むる所によつて、反邊・賠償・科料に處せられたこと、法律上永久に移動の自由を失つた小作人があつたことが明瞭に確められるのである。つまり、土地への繋縛は期限つきでなく永久的であつたのである。

註

- 1) Cod. Justinian. XI, 48, 23.
- 2) *ibid.*
- 3) *Tustel de Coulanges. op. cit. p. 88*
- 4) *Cod. Just. XI, 53, 1.*
- 5) *ibid. XI, 51.*
- 6) *Cod. Theod. V, 9, 2.*

三 コロヌスの法的性格

コロヌスの成立過程——それは後に論ずるであらう——がどうであつたにしろ、四世紀には數多く出された勅令、法令によつて、コロヌスは明に法的規定をうけた一の身分となつてゐる (Le colonat est devenu un état, une *conditio*, un *ordo* . . .)^①。彼が一種の農民階級としてローマ帝政後期の社會秩序の一環をなし、且つはラティフンディア經營の變革史の上にも注目すべきテーマとなることは言ふ迄もない。四世紀の多數の法令の條文は、かかる社會的變化が法的規定性を帯びたことを示してゐる。隨つてコロナトゥスは社會的面や農業經濟面に關聯すると共に、國家的秩序と關聯するのである。それ故にコロヌスの法的身分の探及はコロナトゥス研究の一課題でなければならぬであらう。

所で、ローマ帝政國家は、その名稱こそ S・P・Q・R の共和的名稱を持續しつつも、實は皇帝の個人的意志が行政・立法の中心的力を持ち、勅令は直ちに國法となる構造をもつのである。個人の意志的決斷が直ちに法的力つまり國家的力としての威力をもつことは共和政ローマではただディクタートルの短期間現象で、それは共和制秩序の非常時に直面した時の例外的事實に過ぎない。之に反して個人が常に國家活動の推進的力となり、國家構造の決定者となつた所に帝政ローマの國家構造上の特異性があることは否定出來ない。併し個人支配の帝政ローマに於いても彼の行爲が全て國家的行爲であるのではない。彼の決斷が個人的限界を越えて國家的決斷に擴大される時は、必ず勅令・法令、

要するに法となつて具體化する。法はローマ帝國の國家的意志に他ならない。随つてコロヌスの法的身分の探及は、帝國が自己の構成要素としての農民に就いての反省であり決定である。それはコロヌスに對する國家的意志であるであらう。然らば帝國はコロヌスに對して如何なる決斷を下してゐるであらうか。

この法典の上ではコロヌスは *originarii* (od. *originales*), *censiti*, *ascripti* (od. *ascripticii*, od. *censibus ascripti*), *censibus inserti*, *tributarii*, *inquilini* 等の種々な名稱を以て呼ばれてゐる。

例へば

Cod. Theod. V. 10: *si quis colonus originalis*; *ibid.*: *si quis originarius*

ibid. X, 12, 2: *Si quis tributarius fugitivus reperitur, ad em protinus redeat cujus se esse profiteatur.*

ibid. XI, 48, 12: *Vel tributarius vel inquilinus apud dominos volumus remanere.*

Cod. Just. XI, 48, 4: *His colonis quos censitos esse constabit*

ibid. XI. 52, 2: *coloni censiti*

ibid. XI, 48, 18: *Colonos censibus ascriptos*

Cod. Theod. VII. 3, 6: *Censibus insertus*,

然るに一方では、例へば、三一九年の法に於いては *vel colonus vel tributarius* (コロヌスか或はトゥリプタリウス) といふ表現が示すやうに^②、コロヌスは必ずしも常にトゥリプタリウス(納税者)ではない。又ホノリウスの一法令

によれば、^③ *coloni duntax ascripti*(コロニは全くアスクリプタイ被記入者に等し)といふ表現が示すやうに、兩概念は本來別個のものであること、及びそれが社會的には同一條件をもつものであることを推定せしめるのである。これ等の語彙がコロヌスの修辭句として使用されることは、いふ迄もなくコロヌスに種々な種類があつて、コロヌスが決して單一な普遍的性格のものでなかつたことを示すものに他ならない。尤も今日殘存の史料から相互の詳細な差違を指摘することは困難である。だが、かかる差違が果して法的差違であつたかどうかには就いては一應検討しておかねばならない。

先づ *originarius* 或は *originalis* と言はれるコロヌスは一體如何なるコロヌスであつたか。

Cod. Theod. V, 9, 1: Colonom origini suae restituat (コロヌスを出生地^④に引戻すべし)

ibid. V, 10, 1: Ad solum gentiale repetitus est (コロヌスは彼の出生の地に呼び返へされる)

等の記録から推定されるやうに、彼等が生れながらにしてコロヌスである者といふ意味であつたことは疑ひ得ない。つまりオリギナリウスといふ稱呼は一世代以上コロナトウスの地位にあつた家族に對してのみ使用されたことは明である。前にも一言したやうに、コロナトウスは特定の皇帝によつて總ての自由民を一舉にそこへ顧落せしめて成立したのでない。帝政後期に於いても自由農民は皆無でない。隨つて帝政後期の一時點を切斷すれば、そこには既に古くからコロナトウスの身分になれるものと、尙自由なる者と、新に自己の世代にコロヌスとなつたものがあると言へるであらう。オリギナリウスはかかる新しいコロヌスに對して古い起源のコロヌスを指示するものであるであら

う。われわれが推定し得ることはただこれのみであつて、それ以上新古兩コロヌスの差違とおぼしき點は發見出來ぬ。従つてオリギナリウスは起、源、の、時、間、に、關、つ、て、も、現、在、の、地、位、に、關、は、る、區、別、で、な、い、と、言、は、ね、ば、な、ら、な、い、。言、ひ、か、へ、れ、ば、オリギナリウスといふ限定句はコロヌスの法的限定を指示するものとは言ひ得ないであらう。

それでは *censiti*, 或は *ascripti* といふ語は何に關聯するのであらうか。

censiti, *ascripti*, *ascripticij*, *ascripti census*, *census inserti* 等が總つて *census* に關聯する語であることは直ちに察知される。だから問題は *census* とは一體何かといふことから始められねばならない。

ケンヌスが共和時代からローマに於いて屢々行はれた、政府の財産調査並にその結果を記入した記録表であることはローマ史の常識であるが、帝政時代の用語法では明に政府調査になる租稅表である。隨つて *censiti*, *ascripti*, etc. が租稅表に記入されたもの、租稅表に隨つて納稅する者の意であることは明かである。がここで自ら問題が起きる。といふのは、あるコロヌスは稅表に記入されてゐる、そして法典は宛もそれが特殊のコロヌスであるかの如くに記録してゐる。この事實はわれわれに、容易に、他に稅表に記録されてゐないコロヌスの存在を推定せしめる。然らば稅表に記入されたコロヌスと然らざるコロヌスとの間には如何なる差違があるのであるか、又更に凡そ稅表に記入された者は總てコロヌスであるか、といふ問題が起り來るからである。

財産調査が、既に傳承上は王政末期の立法と言はれるセルウィウス・トゥリウスの財産所有額に準據するローマ市民の五階級への分類に見られることは人も知る所である。それは市民の立法行爲或は官吏選舉の順序を規定し、併せ

て戦時出征に際しての武裝の種類を規定するために行はれたものであつた。この所謂セルウィウス法がマリウスの兵制改革迄、適用されたことは一般に認められる所である。つまり共和時代の財政調査がローマの立法・行政・軍事に關聯してゐたことは確である。けれども同時に、國家の財源たる常時の税 *vectigalia* 及び戦時等の非常時税 *tributum* の税額査定のために行はれたことも亦事實である。共和時代にも調査の對象が土地のみならず奴隸家畜をも含んでゐたことは知られるけれども、税の單位が何であつたかは詳細に知ることが出来ない。恐らくマルクゥルトが考へたやうに、根源的には *Landigentum* が所有財産の標準となつたのであらう。^④

財産調査は帝政期に於いても無論帝國財政の一重要事をなすのであり、税の標準を單に土地所有額におかず、むしろ生産力に重點を移した所に著しい特徴をみせ、税制の合理化が進んでゐることが知られるのである。ローマの土地臺帳は今日散佚して残らず、詳細な點に迄明白を期することは不可能ではあるが、ウルピアヌスの記述によつて、略々その輪廓を知ることが不可能ではない。即ち、彼によれば、^⑤帝國政府の財産調査は、所有地の廣さのみならず、最近十年間つづいて耕作されて來た土地の面積、葡萄園の葡萄樹數、オリーブ園の成長樹の數、最近十年間草原に於いて刈り取られた枯草の質、森林に於ける伐木の數等を記載する。調査はかゝる物的生産力だけにとどまらない。政府は地主にその所有する人的生産力即ち奴隸數を申告せしめる。而も所有する奴隸の總數の申告に終るのでなくして、「各奴隸の、出生地、年齢、仕事の種類、耕作に於ける役割等を、一人一人個別的に *specialiter* 申告しなければならぬ」*In servis deferendis observandum est ut et nationes eorum et aetates et officia et artificia specialiter*

deferantur」のである。財政調査による土地臺帳の上に奴隸が記入されるといふことは、マルクトも指證したやうに、ローマ共和制時代に始ること、特に事新しいことではない。たゞここでは、これ等の被記入奴隸が行政上の用語として *ascriptus* と呼ばれるに至つてゐること、そしてそれが個別の家計をもつ奴隸小作人であつたことを指摘すれば足りるのである。即ち三二七年の法ではかゝる奴隸は調査表に記入された奴隸 *mancipia census ascripta* と呼ばれてをり、更に遡つて、二二四年のアレクサンデル・セウエルス帝の法ではこれを *ascripticius* と呼んでゐる。^⑧ *ascripticius* が *ascriptus* の古形であることは直ちに推定し得られる所である。所でローマの奴隸は本来自分の家計をもたない。曩に拙稿「ラティフンディアの成立と經營」に於いて指摘したやうに、農業奴隸はラティフンディアで監督者 *vilicus* の下に集團的に居住し、労働するのが普通であり、農場では *vilicus* の妻 *vilica* 以外は多く男子の奴隸である。だから奴隸は自己の家計をもたない。彼には特定の仕事はない。彼は地主の家計を支持する「もの言ふ道具」であるに過ぎないのである。然るに帝政の被記入奴隸は彼自身特定の *specialis* 仕事をもつてゐる。彼は最早集團的労働者でなくて個別的労働者である。恐らく彼は或は葡萄園の、或はオリブ園の、或は耕地の小作人であり、又はそれ等の二種又は三種を同時に小作する者である。アレクサンデル・セウエルスの法に「もし地主の知らざる間に、奴隸又は被記入女奴隸の子供が放棄されたる時は、地主は彼を原境に復することを得 *Si invito vel ignorante te, partus ancillae vel ascripticiae tuae expositus est, repetere eum non prohiberis*」^⑨と規定されてゐるのを見るならば、少くも三世紀には奴隸小作人が他の一般的奴隸と區別された特殊な社會的階級を構成し *ascripticii* と稱せ

られてゐたと推定せしめるのである。この推定を確めるものは四世紀後半のウァレンティニアヌ帝の一法令である。そこには「農村奴隸及び土地臺帳に記入された奴隸は土地と共にでなければ賣却することを得ず Absque terra... rusticos censitosque servos vendi omnifariam non licet. 所有地を全部賣却するときは、全奴隸が同一の買主に讓渡せらるべし。所有地の一部を賣却する際は、その部分に永住せし奴隸と共に之を賣るべし Sed, cum soliditas fundi vel certa portio ad unumquemque perveniat, tanti quoque servi transeant quanti apud superiores dominos vel in parte manserunt.」⁽¹¹⁾と明瞭に記載し、農園の集團的奴隸と被記入奴隸とを區別してゐる。農園の奴隸がこの法の少し前の所に記録されてゐる mancipia rustica に當り、⁽¹²⁾それが地主直屬の農園奴隸であることは言ふ迄もないのである。

われわれはだから帝政後期のローマには、アスクリプティといふ特殊な奴隸を見るのである。彼は一般の奴隸 mancipia と異なり、主人の土地を小作し、獨立の家計を營んでゐる。が子は母系をつぐ。奴隸の妻が女奴隸である以上子は奴隸の身分から逃れ得ない。彼は主人の眼を掠めて逃れることを得ない。奴隸小作はかくて永久的小作である。彼は土地の賣買と共に、賣買される。彼はつまり身分上主人に隸屬すると共に、土地に縛られてゐる、二重の制約を受けた農奴である。ただ家族をもち、獨立の家計をもつ所に、若干の人間性が附加されてゐるのみである。だから、ローマの農奴は、解放奴隸と奴隸との中間的地位 une position intermediaire entre l'affranchi et l'esclave ordinaireであつたと言へるであらう。⁽¹³⁾

われわれはかくしてローマ帝政後期に *ascripti* なる特殊な奴隸の存在を確め得る。それは土地に緊縛された永久的小作人である點ではコロヌスと全く同一性格をもつ。然らば法典上に *ascripti* と稱せられてゐるコロヌスは、果してこの土地着奴隸小作人を表示するのであらうか。コロヌス一般とその耕地の不可分離性は、確かに奴隸小作人——これこそ農奴である——とその耕地の不可分離性に共通する。この共通性は一見右の疑問に對して肯定の解答を促すやうにみえる。ロードベルツスやマックス・ウェバーの見解が即ちこれで、我國に於いても粟生武夫氏はその著「法律史の諸問題」に於いて、上記二氏の説に賛意を表されて、*ascripticii* を *Landskaven* 即農奴と解されてゐる。随つて氏に於いては必然的に、「農奴は自由借地人の成下がれる姿でなくて、奴隸の成上がれる姿であつた」といふロードベルツスやマックス・ウェバーの見解が採られてゐるのである（同著一）。ここに氏が農奴といはれてゐるものは、筆者のいふ狹義の農奴ではなく、ローマの土着農夫全體を指示されてゐることは同著中に含まれてゐる「ローマの農奴制」全體の行文から明かであり、氏も同著二〇六頁に「わが國のローマ法學者達が“*colonus*”に對して『土着農夫』なる譯語を當ててゐることに反對したい」と述べられ、「コロヌスこそは……農奴の最もタイプカルなものだつた」と斷ぜられてゐるのである。かかる氏の斷定は、要するにローマのコロヌスの起源は奴隸であるといふ前提から來るのである。もし氏の見解が成立するならば、嘗つて板澤勉氏が提唱された所の「ローマに於ける土着農夫制は奴隸労働から近代自由労働者への中間的發展段階である」といふ労働形態の直線的發展段階説もその成立する根據をもつであらう。

兩氏の見解が成立するためには、一、*ascripti* は本來奴隸小作人に對してのみ適用された術語であつて、自由小作

人はこの概念の中に含まれなかつたが、次第に奴隸小作人が半自由的待遇をうけるにつれて自由人としての法的身分が認められるに至つたといふこと、が許されるか、即ち成り上り説が成立するか、二、コロヌスといふ概念が帝政後期には奴隸小作人に對して適用されるに至つたと認められるか、二者何れかの假定が歴史事實を以て實證されねばならないであらう。第一の假定を根據とするならば、「コロヌスは *ascriptus* と言はれる、*ascriptus* は奴隸小作人である、故にコロヌスは奴隸小作人より成立する」といふ三段論法が生れるであらう。又第二の假定を根據とするならば「コロヌスは元自由小作人であつた、それが帝政後期には *ascriptus* といはれる、*ascriptus* は奴隸小作人である。故にコロヌスは自由小作人と共に奴隸小作人をも含む」といふ結論を導くであらう。何れにしても兩氏の命題が可能であるためには右の假定が成立しなければならぬであらう。

ascripti が奴隸小作人を含むことは前にも述べた通りであるが、果して *ascripti* とは全く奴隸の種概念であつたか、或は又コロヌスと奴隸小作人とを同一視することは許されるであらうか。

われわれは先づ前掲三三二年のコンスタンティヌスの勅令中「地主は脱逃を企てるコロヌスに、奴隸に對すると同様、足桎を嵌めることを得」といふ一句を思ひ返へすべきであらう。それは、特殊の場合、コロヌスと奴隸との待遇が同一であることを指證しても、却つてコロヌスと奴隸との別種のものたることを裏面より證示するのである。又四〇九年の法は、コロヌスを奴隸の地位に顧落せしめ得ざること、地主が彼等に要求し得る勞働は自由人としての勞働たるべし (*Non alio jure quam colonatus . . . Opera eorum libera terrarum domini utantur . . . Nulli*

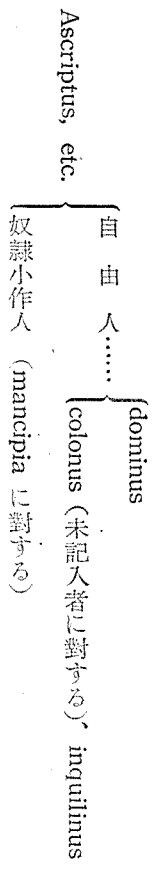
licet eos in servitum trahere)と規定してゐること、テオドシウスの法に於いてもコロヌスが生來の自由人であると言ひ、ユステイニアスもコロヌスは土地に縛られてゐても依然自由民であると明言してゐること、或は又、コロヌスと女奴隸、奴隸と女コロヌスとの結婚は、奴隸と自由民との結婚に於ける如く、不等階級間の結婚として原則上正當結婚と認められないこと、事實上黙認されても正當結婚ならざるために、子は母の身分を繼承せざるを得なかつたこと、——これ等の事實を綜合して結論し得ることは、コロヌスは未だ嘗つて奴隸と混同されたことなく、事實上奴隸の如き待遇を受ける場合もある程に奴隸に接近しながら、その人格的自由は常に法規によつて規定され、地主の不當待遇から防禦されてゐたといふことである。つまりコロヌスと奴隸とは根源とその發展といふ如き直線的な連続關係にあるのでなくて、常に平行的・並立的である。随つて前掲第二の假定は全く成立し得ない。

コロヌスは常に人格的に自由である。彼は常に法的にその自由を保證されてゐる。然らば何故に *ascripti* とか *centi* と言はれたのであるか。このやうな不審が抱かれるといふのは、要するに、*ascripti* を單に奴隸小作人のみの術語と前提する所に由來するであらう。

そこでわれわれは今一度 *ascripti*, *centi*, *centibus ascripti* 等の一群の同意語の原義を考へてみる必要がある。それは土地臺帳に記入された者といふ意味であつた。だから「被記入者」は單に奴隸のみであつたかどうかを檢證しなければならぬ。

既にウルピアヌスの記述に、「もし地主がインキリヌスや自由小作人を土地臺帳の上に脱漏せしめた時には、彼等の

納税を負擔すべき者は地主自身である *Si quis inguilinum vel colonum non fuerit professus, vinculis cens-nalibus tenetur* ⑮とあることが明證するやうに、土地臺帳の上に記入される人的項目は、地主の奴隸のみならず、その所領地の全勞働者であつたのである。否勞働者のみならず地主の名 (*Nomen fundi cuiusque* . . .) ⑯自身も記入されてゐるのである。それ故法典の上には明に、土地所有者も奴隸も共に *censitus* であるといはれてゐるのである。⑰帝國が財政的基礎の一たる税政のために財産調査を行ひ、土地所有者よりむしろその生産力に税の標準を置かうとしてゐる以上、地主、土地の種類、及びその勞働力を個別的に記入することを要求するのは當然であつたであらう。従つて政府にとつて、土地臺帳に記入されてゐるが否かは收税上の重要事である。既に記入された者と未だ記入されざる者は帝國政府にとつては決して無視さるべきではない。だからコロナスのうちの土地臺帳の上に既入者と未入者とは、政府側から言へば當然區別しなければならぬ。恐らく *colonus ascriptus* とは調査済の者であつて、未記入者に對する行政上の術語であつたであらう。そこで今便宜的に、アスクリプトゥスに含まれる人的要素を圖式を以て示すならば、次のやうになるであらう。



隨つて「被記入者」の概念は、奴隸小作人やコロナス以外の者を包括する上位概念である。だからアスクリプティは

奴隸小作人の總稱でもなく、コロヌスの總稱でもない。コロヌスは尙既記入者以外にも存するであらう。コロヌスに問題を限定して考へるならば、既にケンススに記入されたものは、政府の所定する税——それは地租と共に人頭税であつた——を納めねばならぬ。彼が納税者 *tributarius* と言はれたのもそれによつて理解されるであらう。かくみて來るならば粟生氏の *ascripticii* は *Landsklaven* であるといふ前提が餘りにも性急であつたといはねばならないのである。

さてそれでは現に記入されたコロヌスと未記入者との間に果して本質的な法的差違があつたかどうか。この點に就いては明瞭ではない。が、若干の實際上の差違があつたにしても、帝國政府の側から言へば、未記入者もやがて被記入者たるべきものである。だから少くも法的には兩者の間に本質的差違がなかつたと考へねばならないであらう。それ故筆者はフェステル・ドゥ・クラインジュが *Ascriptus, etc.* をコロヌスの一種と考へたことに誤りはないとしても、その種は事實關係からみられた種であつて、法的には根本的に差違をもつものではなかつたと考へるのである。

最後に、*inquilinus* と稱せられたコロヌスはどうか。これに就いては筆者は未だ充分にし得ないのであるが、*inquilinus* が帝政初期に、借家人であつたことは前に指摘した所である。ウルピアヌスでも *inquilinus* と *colonus* とが別個のものとして考へられてゐることは前掲の一文で明かである。それではウルピアヌスの一文に見られる *inquilinus* が尙帝政初期のそれと同じく借家人であつたか、それとも、法學者マルキアヌスの *inquilini, qui praedibus adhaerent* (耕地に縛りつけられてゐるインキリニ) といふ一文が示すやうに、一種の土地着小作人であつたかは不明であ

るが、ウルピアヌスが土地臺帳に就いて論じてゐることから推量すれば、それが土地着小作人であつたと推定して誤りはないであらう。それにしても土地着小作人一般をインキリヌスと言ふに至つたものであるか、それともコロヌスとは別種の起源をもつ土地着小作人を指示してゐるか否かは不明である。フュステル・ドゥ・クラーンジュは「コロヌスは他にインキリヌスといふ名稱で呼ばれた。この語はもと單なる賃借人 *des simples locataires* を意味したが、結局、あらゆる點でコロヌスに類似する者 *des hommes qui ressemblent de tout point aux colons* を指示するに至つた」と言つてゐる。けれどもこれだけの説明では依然としてコロヌスとインキリヌスとの差同は不明である。

われわれは後に、ローマ帝國に半自由民として移住せしめられ、小作地を附與されたゲルニが、ガルリアではラエティ *Laeti*、他の屬州ではインキリニと呼ばれたことを指證するであらう。彼等は決して奴隸ではない。帝國内の自由民として認められた。けれども附與された小作地から去ることを得ない。それは他のコロヌスと殆んど同じ社會的地位である。彼等が帝政後期のコロナトゥスの一環をなすことは顯著な事實である。それ故インキリヌスがコロヌスの一種とされることに不思議はない。法典上にはあらはれてゐるインキリヌスはこの種のコロヌス乃至その子孫ではないであらうか。筆者のこの推定にして誤りなければ、インキリヌスもコロヌスの一種ではあるけれども、それは起源に於ける差違で法的差違を示すものではないのである。

以上要するにフュステル・ドゥ・クラーンジュが學示したコロヌスの種類は、或は行政上の、或はその起源に於ける差違で、法的差違ではない。勿論コロヌスの法外の差違を尋ねるならばこれのみではない。コロヌスの成立の項で詳論す

るであらうやうに、元コロヌスは法外の成立過程をもつのである。コロヌスは公法的規定以前に既にあり、法はむしろ法以前の状態を承認したものである。即ちコロヌスは私的關係に發生したものであつて、隨つて、各コロヌスの生活關係は、地方によつて異なるのみならず、同一地方でも地主の相違で差違あることあり、同一地主の所領内でも必ずしも各コロヌスは同一條件下にあるのではない。コロナトゥスの本質はむしろ各コロヌスがその生活條件に於いて無數の差違をもつた點にあるのである。このことはコロヌスと地主との關係を論ずる際に一層明かにされるであらう。

以上のやうにコロヌスには事實上多様な種類があつた。では、法的にみて一般的性格と言ひ得る點は如何であつたか。前にも證示したやうに、コロヌスは逃亡を企てる如き特殊な場合を除くならば、常に自由人としての待遇を受ける。法は彼が奴隸と混同されないといふ意味での自由を保證してゐる。この點に就いては既に幾度か指摘した故に最早次の一・二の事實を學示して充分であらう。一、彼は自由人である。それ故奴隸には不可能な土地私有さへ許されてゐる。⁽²⁰⁾二、地主に必ず通告するといふ條件つきではあるが、彼が自己の財産を讓渡したり、遺贈することを得た。⁽²¹⁾三、如何なる法も彼の裁判所への出廷を禁じてゐない。むしろ彼は時に證人として、時に控訴者として、時に告訴者として出頭する。そのみでない。彼は地主に對してさへ告訴する權利をもつ。⁽²²⁾四、教會もコロヌスと奴隸とを決して混同せず、地主の承認する場合はコロヌスは僧侶となり得たが、奴隸は地主の許可ある場合も教會はこれを僧侶とすることはなかつた。⁽²³⁾これ等の事實はコロヌスが自由人として法的社會的承認を受けてゐたことを明證するのであつて、

よしコロヌスが土地に縛られて「完全な自由」を喪失してゐやうとも、奴隸になつたのではないことは確であり、逆に又、奴隸がコロヌスになつたのではないことをわれわれは承認しなければならぬ。

今一つコロヌスの重要な一般的法的性格は耕作地との不可分離性である。勿論例外はある。例へば前述の如くに地主の承認を得て僧侶となる場合は永久的に、コロヌスの地位を脱するのである。又地主には兵役の義務があり、又 senator は自分で出征しなくともその所有地の労働者數に應じて一定の壯丁を提出しなければならなかつた。⁽²⁷⁾ 而も法は奴隸や職人の提出を拒否してゐたために、地主はコロヌスを提出し得るのみであつた。⁽²⁸⁾ 勿論コロヌス自身が個人的に兵役に服する義務をもつのではない。提出するコロヌスを決定するのは地主である。コンスタンティヌスはコロヌスの軍隊に入るを禁じてゐるけれども、事實上は多くのコロヌスが兵士となつたことが疑はれない。⁽²⁹⁾ 何故ならば、テオドシウス法典には、兵士になつたコロヌスは小作料を免ぜられ、その妻も同然たるべしと規定してゐるからである。⁽³⁰⁾ 入隊の禁止も一般的禁止ではなくて、地主の承認なくしては入るを得ずといふに過ぎないのである。⁽³¹⁾ 何れにしてもコロヌスは地方の承認を得れば僧侶となり兵士となつて、或は永久的に或は一時的にその耕地を離れ得た。併しそれは全く例外的現象である。通常は彼はその耕地に縛られ、土地の賣買・讓渡は必ずその上のコロヌスの賣買・讓渡を附隨する。かゝるコロヌスと土地との不可分離性は時間の経過と共に、遂に所有權の觀念と結合し、彼は自由人でありながら、地主の所有物と見做されるに至つてゐるのである。例へば「誰れかの所有に屬するコロニ Coloni quos quisque possedit」(Cod. Inst. XI. 48. 14)、「誰の所有に屬すべきかを訴訟されてゐるコロヌス・オリギナリウス Orig-

inarius de cuius proprietate certatur」(Cod. Theod. V, 10, 1) 等の記事がそれを證示してゐるであらう。それは特定の人間の所有物たる土地との不可分離性、コロヌスは土地の不可分的部分 *membrum terrae* であるといふ觀念から起つた自然的な結果であつたと考へられるのである。

かゝるコロヌスに對する法的性格は勿論彼の家族全體に對しても適應されるのである。一つの特異な事例を擧げてそれを示してみやう。

ローマに於いては所有權は時效の結果消滅する。コロナトゥスに於いてもそれが適應されてゐる。即ち、もしコロヌスが逃亡して、原所有者が彼を取戻し得ずして三十年を経過したならば、該所有者はそのコロヌスに對しての一切の權利を喪失する。そしてそれがコロヌスの妻の場合は時效年數は二十年である。もし逃亡女コロナが他の地所に赴き、そこで他のコロヌスと結婚し、子供を生んだとする。そして二十年の時效期間中に原所有者に發見されたとする。

この場合この女は當然原所有者に復歸するは勿論、その子供は新夫婦の間に、^④は父に^⑤は母に屬するやうに、分割されねばならぬ。^⑥併し第二の地主は彼女の代りに別の女を、その子供の代りに他の子供を元の地主に提供して、新夫婦・子供の離散を防ぐことは出來た。^⑦右の如くコロヌスの家族は、全體が些細な點に迄同一條件にあるとは言へないけれども、土地との不可分離といふ大綱に於いては、皆一樣である。即ちコロヌスの家族は個別的にコロナトゥスに入るのでなくて家族全體として入るのである。コロナトゥスの世襲といふ性格が法的制約性をもつに至るのはここから必然的に結果するのである。

以上の論述から明になつたやうに、ローマのコロヌスは決して農奴ではない。それは如何に奴隷に近くとも、時には「コロヌスは土地に捧けられた奴隷の如きものである Paene est ut quadam servitute dediti videntur」(Cod. Just. XI, 50, 2)といふ如き表現をうけてゐるとはいへ、彼が奴隷と區別されてゐることは明瞭である。彼は無限に奴隷に近づく、併し虐待の極限に於いても奴隷ではない。彼はどこ迄も自由人としての法的性格を失ふものではないのである。農奴制とコロナトゥスは一が他の根源である如き連続態ではなく、少くも法的には本質的に異つた二つの平行態であつたといはねばならない。コロヌスはあく迄その人格的自由を保持する點で自由人である。併し土地に縛られそれから不可分離であること、それに附随する多様な條件に制約されてゐる意味で不自由である、それ故われわれはコロヌスは自由と非自由との間に挟まれた雑多な不自由をその性格とすると結論する他はないと考へる。このことは次の地主とコロヌスとの結合關係から一層明にされるであらう。(未完)

註

- 1) F. Lot. *La fin du monde antique et la début du moyen âge*. P. 129.
- 2) Cod. Theod. XI. 7.2.
- 3) Cod. Just. XI. 50.2.
- 4) Cod. Theod. XI. 3.5.
- 5) Marguardt, *Römische Staatsverwaltung*, II. S. 144 ff. bes. S. 155 f.
- 6) *ibid.* S. 160
- 7) Dig. I, 15, de censibus, 4.

- 8) Cod. Theod. XI, 32.
- 9) Cod. Just. VIII, 51.
- 10) Cod. Theod. XI, 3, 2.
- 11) Cod. Just. XI, 48, 7.
- 12) *ibid.* IX, 49, 7.
- 13) Fustel de Coulanges, *op. cit.* P. 63.
- 14) 社會經濟史學二ノ五號
- 15) Cod. Theod. V, 4, 3.
- 16) Cod. Just. XI, 52, 1.
- 17) *ibid.* XI, 48, 23.
- 18) *ibid.* XI, 48, 21.
- 19) Dig. I, 15, 4, §8.
- 20) *ibid.*
- 21) Cod. Theod. XIII, 10, 5. Cod. Just. XI, 48, 7.
- 22) Fustel de Coulanges, *op. cit.*, P. 100.
- 23) Cod. Theod. XII, 1, 33; . . . *privato domino possident* . . .
- 24) Cod. Theod. V, 11, 1.
- 25) Cod. Just. XI, 50, 1, *ibid.* XI, 50, 2.
- 26) *ibid.* I, 3, 36.

- 27) Cod. Theod. VII, 13, 7.
- 28) Fustel de Coulanges. op. cit. P. 112.
- 29) Cod. Just. XI, 68, 3.
- 30) Cod. Theod. VII, 3, 6.
- 31) Cod. Just. XII, 33, 3.
- 32) Ibid. XI, 48, 25.
- 33) Cod. Theod. V, 10, 1.
- 34) Ibid.
- 35) Ibid.

(昭和十六年九月稿)